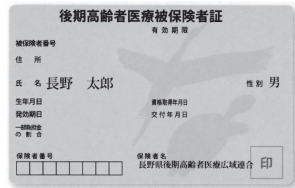


保険証が変わります

令和3年8月1日から
新しい保険証で受診してください。

後期高齢者医療制度の被保険者の方

旧 橙色
→ 新 黄色



現在お使いの後期高齢者医療制度の保険証の有効期限は、7月31日です。新保険証は7月下旬までに町から送付しますので、8月からはお送りしました新しい保険証で受診してください。（保険証の色は黄色です。）

※期限の切れた保険証はご自身で破棄していただいで結構です。（窓口での回収も行っています。）

■ 問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 国保年金係
☎27-1111（内線139）
長野県後期高齢者医療広域連合
☎026-229-5320

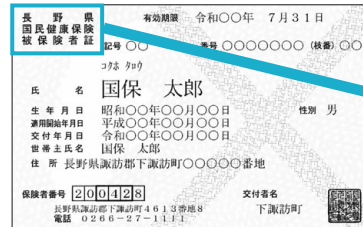
- ・国民健康保険限度額適用認定証
 - ・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
- をお持ちの方へ

お持ちの証は有効期限が7月31日です。更新の対象となる方には、申請書をお送りしますので、引き続き交付を希望される方は、更新の手続きをしてください。

国民健康保険の被保険者の方

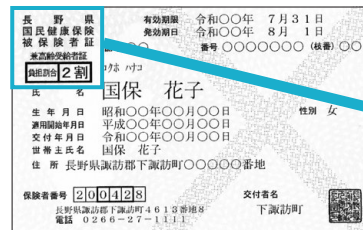
旧 空色 → 新 うぐいす色（きみどり色）

〈70歳未満の方〉



長野県
国民健康保険
被保険者証

〈70歳以上75歳未満〉



長野県
国民健康保険
証
兼高齢受給者証

現在お使いの保険証の有効期限は、7月31日です。8月1日からお使いいただく新しい保険証を7月下旬までに町から送付します。有効期限が切れた保険証は、ご自身で破棄していただいで結構です。

また、社会保険など他保険の保険証をお持ちの方は、国民健康保険を脱退する手続きが必要となります。手続きについては、国保年金係までお問い合わせください。

福祉医療費受給者の皆さまへ

高校卒業までの柔道整復施術療養費が 現物給付方式になります

福祉医療費給付金制度では、乳幼児等の子どもに対して、窓口で（最大）500円を支払うことで医療を受けられる現物給付方式を実施しています。

これまで、柔道整復施術療養費（整骨院や接骨院で骨折、脱臼、打撲及び捻挫などの施術を受けた場合）は現物給付方式の対象外でしたが、令和3年8月診療分から、新たに現物給付方式の対象に加わります。

◇新しい受給者証をお送りする方
乳幼児・障がい者・母子家庭及び父子家庭に該当する18歳までの子ども（高校卒業まで）

福祉医療費受給者証の更新

有効期限が令和3年7月31日までの方には8月1日からお使いいただく受給者証をお送りします。

有効期限が切れた受給者証は、ご自身で破棄していただいで結構です。（窓口での回収も行っています。）

【福祉医療費受給者の皆さまへ】

長野県外の病院・薬局などを利用した場合や、受給者証を提示せず医療を受けた場合は、領収書と印鑑を持参し、町住民環境課国保年金係で申請をお願いします。（以前の方式と変更はありません。）

■ 問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 国保年金係 ☎27-1111（内線137・138・139）